

社会 保障 法 判 例

堀 勝 洋

不法残留の外国人による生活保護の申請を却下した処分
が違法ではないとされた事例（宋訴訟第一審判決）

東京地方裁判所民事第二部平成 8 年 5 月 29 日判決（平成 7 年（行ウ）
第 76 号生活保護申請却下処分等取消請求事件）『判例タイムズ』916
号 78 頁

I 事実の概要

1 原告 X は、中華人民共和国の国籍を有する外国人であるが、1988 年 8 月 26 日に我が国に入国した。X は、一時帰国した後 1990 年 2 月 26 日に再入国したが、同年 8 月 26 日に在留期間が満了した後も、在留期間更新申請等をしないまま我が国に在留した。X は、1994 年 4 月 16 日交通事故により病院に入院し、同年 6 月 22 日退院した。

2 X は、1994 年 8 月 1 日、被告 Y（東京都中野区福祉事務所長）に対し、生活保護に係る保護申請書を提出し（以下「本件保護申請」という。）、Y はこれを受理した。しかし、Y は、X がいわゆる不法滞在の外国人であることを理由に、同月 12 日付けで、本件保護申請を却下した（以下「本件処分」という。）。

3 X は 1994 年 9 月 27 日東京都知事に対し本件処分に係る審査請求をしたが、同知事は、1995 年 2 月 20 日付けで、X には不服申立て適格がないことを理由に、この審査請求を却下する旨の裁決をした。

4 X は、1995 年 4 月 19 日、本件処分の取消

しを求めて東京地方裁判所に訴えを提起した。しかし、同裁判所民事第二部は、1996 年 5 月 29 日、以下の判旨に引用するように判示して、X の請求を棄却した。

5 X は、1996 年 6 月 4 日、第一審判決の取消し等を求めて東京高等裁判所に控訴した（平成 8 年（行コ）第 66 号生活保護申請却下処分等取消請求控訴事件）。

II 判 旨

1 (1)「憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきであり、生活保護法が淵源とする憲法二五条が外国人に対して生存権の保障を原理的に排除しているものと解すべきでないことは、国民年金法等の国籍要件が廃止されていることから明らかであるが、外国人に対する生存権保障の責任は、第一次的にはその者の属する国家が負うべきであるから、社会保障上の施策において在留外国人をどのように処理するかについて、国は、特別の条約の存しない限り、当該外国人の属する国との間の外

交関係、変動する国際情勢、国内の政治・経済・社会的諸事情等に照らしながら、その政治的判断によりこれを決定することができるのであり、その限られた財源の下で給付を行うに当たり、自国民を在留外国人よりも優先的に扱うことも憲法上許されることとなるものと解すべきである。」

(2)「同条〔憲法25条〕の規定の趣旨に応えた立法措置の選択決定は、立法府の広い裁量に委ねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用とみざるを得ないような場合を除いては、違憲の問題は生じないものというべきである。」

(3)「本件で問題とされている生活保護法についてみるに、なるほど生活保護制度は最低限度の生活保障の基盤となるものということができるが、他方で、生活保護制度に係る費用は原則として全額公費から支弁される(同法第十章)ものであること、同法の目的である要保護者をその能力に相応しい状態で社会生活を営むことが適法に受容され、そのための種々の活動を行うことのできる者であることが予定されること、保護の実施機関としてもその者の本国における資産や扶養義務者の有無などについての調査が困難であって、これらの者に対して生活保護を実施するときには、事実上無条件で生活保護を提供するに等しくなってしまうことが予想されることからすると、一定範囲の外国人について同法と同様の保護を検討する合理性があるとしても、同法の適用を在留外国人に認めないことが、著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用とみざるを得ないような立法措置であるとまで断ずることはできない。」

(4)「以上みたところに照らせば、生活保護法一条の文理、旧法が廃止されて、現行の生活保護法が制定された際の前記沿革を前提とする限り、生活保護法の適用対象としては、日本国籍を有する者に限られるものと解するほかはなく、また、このように解したからといって、生活保護法が憲法二五条に違反するということができないのである。」

2 (1)「憲法一四一条一項は、法の下での平等の原則を規定しているが、右規定は合理的な理由のな

い差別を禁止する趣旨に出たものであって、各人に存する経済的、社会的その他種々の事実上の差異を理由としてその法的取扱いに区別を設けることは、その区別が合理性を有する限り、右規定に違反するとはいえないものと解すべきである。」

(2)「生活保護法上の給付に関し、日本国民を在留外国人に優先させることとして在留外国人を支給対象から除くことも憲法の許容するところであって、かかる限定も立法府の裁量の範囲に属する事柄と解すべきであるから、右区別についての合理性を否定することはできないものというべきである。」

(3)「在留外国人をいかなる種類の社会保障制度の適用対象とし、あるいは対象としないか(例えば、拠出性の社会保険についてはその対象とし、公的扶助についてはその対象としない等)の判断についても、立法府の合理的裁量に委ねられるものと解すべきであるし、ある者の生存権の保障につき第一次的責任を負うべき国家は、その者が現在どの社会に居住しているかではなく、どの国家に属しているかによって定まるものと解するほかはないから、原告の右主張を採用することはできない。」

(4)「したがって、本件処分には憲法一四一条に違反する点はないものというべきである。」

3 「社会権規約は、わが国も批准した条約であって、わが国に対して法的拘束力を有するものであるが、同規約の九条にいう「この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める。」との規定は、締約国において社会保障についての権利が国の社会政策により保護されるに値するものであることを確認し、右権利の実現に向けて積極的に社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣明したものであって、個人に対し直接具体的な権利を付与したのではないし、個人が同規約を根拠として国内裁判所に対し国家を相手としてその履行を請求することができないことも明らかである。」

4 (1)「人の生存自体は人権享有の前提となるのであって、その性質上日本国民のみを対象としているものを除く、人であること^(マツ)によって認め

られる基本的人権は国籍又は在留資格の有無を問わず尊重されるべきであるから、わが国に在留する資格の有無にかかわらず、生存そのものの危機に瀕している者の救護は法律上の配慮を受けるべきものといえよう。」

(2)「生死に関わる緊急の場合の外国人に対する医療扶助については、わが国における生活の自立向上を目的とするものでなくても、本来の生活の本拠へ移動すべき過程にある者の人道的救護として、生活保護と行旅病人救護との中間領域の問題として立法的検討の余地があるといえるが、現行の生活保護法の下における本件保護申請を却下した本件処分を違法ということはできない。」

III 解 説

1 はじめに

本件訴訟は、不法残留の外国人が交通事故によって負傷し入院した後、医療費等が支払えないとして生活保護の申請を行ったが却下されたため、その処分の取消しを求めて訴えた訴訟である。請求が却下された理由は、原告 X が不法滞在の外国人であるからというものであった。X は本件処分は憲法等に違反するとして本件訴訟を提起したが、本判決は X の請求を棄却した。本判決は、不法残留の外国人に生活保護法を適用又は準用しなくても憲法 25 条、14 条 1 項等に違反しないと初めて判示したものとして意義がある。本件訴訟の争点は以下のとおりであり、本稿の 3 以下でこの順に検討する。

- (1)外国人に生活保護法が適用されるか。
- (2)本件処分は憲法 25 条に違反するか。
- (3)本件処分は憲法 14 条 1 項に違反するか。
- (4)本件処分は世界人権宣言及び経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(昭和 54 年条約第 6 号。以下「社会権規約」という。)に違反するか。
- (5)本件処分が生活保護法の準用を認めなかったことは違法か。
- (6)外国人の緊急医療について生活保護法を適用又は準用しないのは違法か。

以上の争点について論ずる前に、本件訴訟の争点にはなっていないが、本判決は訴訟要件に関連して重要な点を判示しているので、この問題につき次の 2 で論じておきたい。

2 生活保護の処分に係る外国人の不服申立ての権利

生活保護法 69 条は同法に基づく処分の取消しの訴えについて審査請求前置主義を規定しているが、東京都知事は X には審査請求適格がないことを理由に X による審査請求を却下したため、審査請求前置主義の要件を満たしているかどうか疑義があった。この問題について、本判決は「本件処分が同法に基づく処分としてされたことは明らかであり、その名宛人である原告には本件処分に対する審査請求適格自体はあるものと解すべきであるから、本件訴えは審査請求前置の要請を満たしている」と判示した。

ところで、後で詳細に検討するように、外国人には生活保護法が適用されず、厚生省社会局長通知(昭和 29 年 5 月 8 日付け社発第 382 号「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」。以下「昭和 29 年通知」という。)により同法が準用されるだけである。そして、この通知は、「外国人に対する保護は、……単に一方的な行政措置によって行っているものであり、「権利としてこれらの保護の措置を請求することはできず、したがって「日本国民の場合には、法による保護を法律上の権利として保障しているのであるから、保護を受ける権利が侵害された場合にはこれを排除する途(不服申立ての制度)が開かれているのであるが、外国人の場合には不服の申立てをすることはできない」と述べている。その後、1962 年に行政不服審査法が制定された際、「審査法は、国民の権利利益の救済を図るものであるから、他に不服申立てを認める法律上の根拠がない以上、外国人は保護に関して不服申立てをすることができない」とする厚生省社会局保護課長通知¹⁾が出されているようである(尾藤他編(1991) 242 頁)。

東京都知事はこれらの通知に基づき X には審査請求適格がないとしたものであるが、これに対

して本判決はXには審査請求適格があると判示した。従来から外国人にも生活保護について不服申立ての権利を認めるべきだとする学説はあったが²⁾、本判決は傍論的にはあるがそれを認めたわけである。

昭和29年通知等が外国人に生活保護に関して不服申立てを認めないのは、外国人は生活保護を受ける権利がないからであるとされる。しかし、我が国における不服申立ては基本的に行政不服審査法に基づいて行われており、同法が定める要件を満たせば生活保護についても不服申立てが認められるべきである。外国人については生活保護に関し不服申立てが認められないとする理由としては、一応、①行政不服審査法は外国人には不服申立てを認めていない、②外国人に対する生活保護の決定のような通知に基づく給付の決定は同法の不服申立ての対象となる「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」にあたらないの二つが考えられる。しかし、①については、そのような解釈はなされておらず、むしろ「韓国人も不服申立てをすることができる」とする行政管理庁行政管理局長の回答(昭和38年1月22日付け行管理第9号)が出されているようである(小川(1994)230頁)。したがって、以下では②の問題についてのみ検討する。

日本国民が生活保護法に基づく保護の決定等について審査請求をすることができることは、同法64条の規定から明らかである。しかし、外国人については、同法ではなく昭和29年通知に基づいて生活保護が行われており、このような通知に基づく給付の決定が行政不服審査法の不服申立ての対象となる「処分」といえるかどうかの問題となる。一般に、通知、要綱等に基づく給付は私法上の贈与であって、給付の申請に対する決定は贈与契約の申込みに対する承諾又は非承諾であると考えられることもでき、このように解した場合は行政庁による決定であっても処分ではないということになる。

ところで、行政不服審査法に基づく不服申立ての対象となる処分は行政事件訴訟法に基づく訴訟の対象となる処分とほぼ同じであると考えられて

いるが、通知、要綱等に基づく給付の決定が後者の処分に当たるか否か幾つかの訴訟で争われており、下級審判決は分かれている³⁾。また、学説も分かれている⁴⁾。

筆者は、堀(1994)232～235頁で、一般的に通知、要綱等に基づく給付についてもできる限り裁判上の救済の途を認めていく必要があることを述べたが、外国人に対する生活保護の決定についても行政争訟法上の処分と解し、法的救済の途を認めるべきであると考えている。なぜならば、外国人に対しては昭和29年通知により「生活保護の決定実施の取扱に準じて」必要と認める保護を行うこととされ、しかも長年にわたって日本国民と同様の手続により保護を行ってきたからである⁵⁾。金(基)訴訟第一審判決(東京地判昭和53・3・31・行集29・3・473)は、外国人に対する保護廃止処分の取消しを求めた訴えに対する判決であるが、外国人に対する生活保護はたとえ行政措置ではあっても、生活保護法に規定される廃止事由があれば適法に廃止し得ると判示している。また、この判決は、外国人に対する生活保護に係る決定が行政事件訴訟法が定める処分であることを前提に、判決を下している。

ところで、行政事件訴訟法の訴訟の対象となる「処分」とは、公権力の主体たる国又は公共団体の行う行為のうちで、その行為により直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうとされる(最判昭和39・10・29・民集18・8・1809)。従来行政の中心を占めてきた規制行政については法律の根拠を要し、したがって法律に基づく処分を行政訴訟の対象とすることに十分な根拠があった。しかし、社会保障行政等の給付行政については侵害留保説の観点からは必ずしも法律の根拠を要しないとされ、実際にも通知、要綱等により多くの給付がなされており、これらについての行政庁の決定を処分ととらえず行政訴訟の対象としないのは国民の利益保護に欠けるところが大きい。もともと給付についての決定は「優越的な意思の発動又は公権力の行使」という「処分」としての重要な要素を欠いているのであるが、行政訴訟でその決定

を争わせるためにこれらについても処分概念を導入したものであるとされる(形式的行政処分)。そうすると、給付についての行政庁の決定は、それが法律に根拠を置くか否かにかかわらず、国民の利益保護のために処分ととらえて行政訴訟の対象とするのが望ましいといえることができる。ただし、通知、要綱等に基づく給付についての決定を行政訴訟の対象とするとはいっても、その決定は法律に基づく給付とは異なって行政庁の裁量が広く認められるし、給付の請求権が通知、要綱等によって生じることを意味しているわけではない⁹⁾。

以上のことから、本判決が「原告には本件処分に対する審査請求適格自体はある」と判示したのは正当であり、外国人に不服申立てを認めない昭和29年通知は改正される必要がある。

また、生活保護を外国人にも行うという決定は昭和29年通知に基づくものといえることができるが、外国人の申請を却下する処分は昭和29年通知に基づくというよりは生活保護法自体に基づく処分であると解することができる(本判決もそのように解している。)ため、その処分について審査請求が認められるべきであるという意味でも、本判決の判旨は正当である。

3 外国人に対する生活保護法の適用

Xは、憲法25条に規定する生存権がすべての在日外国人にも保障されるべきであることなどの理由を挙げて、同条の規定を受けて制定された生活保護法についても外国人に適用されるべきであると主張した。これに対し、本判決は、次の二つの理由により、生活保護法の適用対象者は日本国籍を有する者に限ると判示した(II判旨の1(4))。すなわち、①生活保護法1条及び2条が「国民」に保護を行うと規定していること、②現在の生活保護法の立案者は、その前身である生活保護法(昭和21年法律第17号。以下「旧法」という。)が有していた恩恵的な給付としての色彩を払拭する一方、生活保護受給権者の範囲を日本国籍を有する者に限定する意図を有していた¹⁰⁾ことの二つである。

生活保護法が外国人に適用されないと解するの

は、行政解釈であるのみならず¹¹⁾、通説でもあり¹²⁾、この旨を判示した下級審判決もある¹³⁾。憲法25条1項の規定がすべての外国人に適用されると解されるのなら、外国人にも生活保護法が適用されると解する余地がなくはない。しかし、次の4で論ずるようにそのように解し得ない以上、生活保護法の文理解釈、立法経緯等からみて、外国人には生活保護法は適用されないと解さざるを得ない。本判決の判旨は正当である。

4 生活保護法の外国人非適用と憲法25条

Xは、憲法25条1項の生存権規定はすべての在日外国人に適用されるべきであるから、外国人であることを理由に生活保護の申請を却下した本件処分は違法であると主張した。これに対し、本判決は、II判旨の1に引用した理由により、外国人に生活保護法を適用しなくても憲法25条に違反しないと判示した。本件処分が憲法25条に反する違法なものかどうかは、次の点に分けて考える必要がある。

- (1) 憲法25条は外国人にも適用されるか。
- (2) 外国人への適用を排除している生活保護法は憲法25条に違反しないか。この場合、行政措置により外国人に生活保護を行っていることはどう考慮されるか。
- (3) Xのような不法残留の外国人に生活保護を行わなくても憲法25条に違反しないと解すべきか。

最初に、上記(1)の憲法25条の規定が外国人にも適用されるかどうかという問題について論ずる。まず、日本国憲法第3章(国民の権利及び義務)が外国人にも適用されるかどうかという問題があり、学説は否定説と肯定説とがあるが、肯定説が通説である。肯定説には、憲法の規定が「何人も」と規定していれば外国人にも適用され、「国民は」と規定していれば適用されないとする文言説と、権利の性質によって適用を区分しようとする性質説に分けられる。後者が通説であり、最高裁もマククリーン事件判決(最大判昭和53・10・4・民集32・7・1223)において性質説に立つことを明らかにしている。

性質説によるとして、次に憲法 25 条が外国人にも適用されるか否かが問題になるが、従来の通説は適用されないと解してきた（消極説）。例えば、宮沢（1974）241 頁は、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利……は、基本的人権の性格を有するとされるが、それを保障することは何より、各人の所属する国の責任である。日本が社会国家の理念に立脚するとは、日本が何よりもまず日本国民に対してそれらの社会権を保障する責任を負うことを意味する。外国人も、もちろん、それらの社会権を基本的人権として享有するが、それを保障する責任は、もっぱら彼の所属する国家に属する」と述べている。

しかし、このような通説的見解に疑問を呈し、在日外国人も生存権を有し、社会保障法の国籍要件は憲法 25 条、14 条 1 項、社会権規約等に違反するとする積極説が提起されている（高藤（1995）29 頁等）。この説は、①生存権は人類普遍的権利であること、②我が国が批准した条約が内外人平等待遇原則を規定していること、③外国人も日本社会の構成員であり、社会構成員の連帯を理念として形成された社会保障は外国人にも適用されるべきであること、④外国人も納税しているため、その財源から支出されている社会保障を受ける権利があること、⑤他の先進国は外国人に社会保障、特に緊急医療を保障していることなどを論拠としている。

しかし、①については、外国人が生存権をもつことと、それを我が国が保障しなければならないことは理論的に直接結び付かない。問題は外国人の生存権をどの国が保障すべきかということであるが、外国人の生存権は基本的にその属する国が保障すべきであることは、これらの論者がいうように国民国家体制が揺らいでいる今日においても正当である。生存権の人類普遍性を論拠にすると、外国に居住する外国人と我が国に居住する外国人との間は生存権に関して論理的に区別がつかないため、例えば中国、韓国等の国民すべての生存権を我が国が保障すべきであるということになってしまう。これらの国の国民の生存権を我が国が保障する義務がないという意味では、国民国家

体制は厳然と存在しているのである。「世界社会」の構成員として外国人に我が国が社会保障を保障すべきだと説くのは（高藤（1994）342 頁）、到底現実を直視したものとはいえない。②については、本稿の 6 で述べるように、これらの条約の内外人平等待遇原則が、不法入国者、不法残留者等を含むすべての外国人に日本国民と全く同等の権利を保障すべきであるとは解されない。③については、定住的な外国人については我が国社会の構成員とみなし得るが、一時滞在や不法滞在の外国人はそうではない。④については、租税を納めていることと社会保障の適用とは論理的に一致しないことは、日本国民であっても納税の有無とは関係なしに社会保障の権利が認められていることから明らかである（この趣旨は、本判決でも判示されている。）。⑤については、先進諸外国においても、すべての外国人に国民と全く同じように最低生活を保障しているわけではない（社会保障研究所（1991）、日本労働研究機構（1995）等を参照。）。また、我が国と欧米諸国とでは、旧植民地との特別な関係、過去において大量に外国人を受け入れた経緯、EU のような近隣諸国との密接な関係、アメリカのような移民国家としての発展、法制度の違いなど我が国とは異なる事情があるため、同一には論じられない。以上のことから、外国人すべてに日本国民と全く同様に生存権や憲法 25 条の権利が保障されるべきであるという主張には根拠がない。

近年、外国人の態様によって憲法 25 条の適用の有無を判断すべきだとし、定住的な外国人には適用すべきだとする態様説が唱えられ（中村（1990）67 頁、樋口（1992）177 頁等）、これが有力になっている。その一つとして芦部（1994）137 頁は、次のように述べている。「限られた財政状態の下での社会保障等、積極的な国の配慮義務は、まず『国民』に対するものであり、合理的な理由があれば、『国民』にそれを享受する優先権を認めることも許されると思われるが、生存の基本にかかわるような領域で一定の要件を有する外国人に憲法の保障を及ぼす立法がそもそも社会権の性質に矛盾するわけではないのである。わが国の場

合には、とくに永住権をもつ在留朝鮮人・台湾人については、日本国民に準じて取り扱うのがむしろ憲法の趣旨に合致する、といわなければならない」。

判例は生存権や社会保障権は外国人に保障されないと判示しており¹¹⁾、基本的に憲法 25 条は適用されないと解している。例えば、塩見訴訟最高裁判決（最判平成元・3・2・判時 1363・68）は、次に引用することなどを理由に、国民年金法の国籍条項などは憲法 25 条に違反しないとしている。「社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、当該外国人の属する国との外交関係、変動する国際情勢、国内の政治・経済・社会的諸事情等に照らしながらその政治的判断によりこれを決することができるのであり、その限られた財源の下で福祉的給付を行うに当たり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも許されるべきことと解される。」

宋訴訟に係る本判決は、外国人に対する憲法の適用について性質説を採ることを明らかにするとともに、憲法 25 条が外国人に対する生存権の保障を原理的に排除しているものではないと判示した（II 判旨の 1(1)）。筆者も、性質説が妥当であると考えているが、憲法 25 条の規定に基づく人間的最低生活権¹²⁾についてはやはり基本的に日本国民に対する権利であると解している。ただし、定住的な外国人¹³⁾については日本国民に準じて我が国が最低生活を保障すべきであると考えられ、この意味で前記の芦部説に賛成したい（堀（1989）306 頁以下、堀（1994）160 頁）。

次に、上記の(2)の問題（外国人への適用を排除している生活保護法は憲法 25 条に違反しないか。）について論ずる。生活保護法は一律に外国人への適用を排除しているが、このことは従来の通説である消極説によれば問題とならない。しかし、積極説及び定住外国人への憲法 25 条の適用を認める態様説からは問題となるが、筆者は次のように解すべきであると考えている。まず、不法入国者、不法残留者を含むすべての外国人への憲法 25 条の適用を主張する積極説が根拠がないこ

とは、前述したとおりである。次に、態様説において定住的な外国人にも憲法 25 条が適用されるとはいっても、日本国民と同様に生活保護法によって保護されることまでは憲法上要請されているとはいえず¹⁴⁾、何らかの方法により最低生活が保障されていれば足りると解すべきである。定住的な外国人には昭和 29 年通知により日本国民と同じ保護が行われており、このことによって憲法 25 条の要請を満たしていると考えべきである。したがって、たとえ生活保護法が定住的な外国人への適用を排除していても、行政措置により定住的な外国人の最低生活が保障されている限りにおいて、憲法 25 条に違反しないと解すべきである。

本判決は、基本的に憲法 25 条の立法裁量論によって、外国人への適用を排除している生活保護法は憲法 25 条に違反しないと判示した。すなわち、前記の塩見訴訟最高裁判決にならって自国民を在留外国人よりも優先的に扱うことは憲法上許されると判示するとともに（II 判旨の 1(1)）、堀木訴訟最高裁判決（最大判昭和 57・7・7・民集 36・7・1235）にならって憲法 25 条の趣旨にこたえた立法措置は立法府の広い裁量にゆだねられていると判示した上（II 判旨の 1(2)）、生活保護法の適用を在留外国人に認めないことは著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱又は濫用とみざるを得ない立法措置とまではいえないと判示した（II 判旨の 1(3)）。しかし、本判決が、「憲法 25 条が外国人に対して生存権の保障を原理的に排除しているものと解すべきでない」と判示している以上、昭和 29 年通知による行政措置の存在を理由に違憲の主張を退けた方が論旨が一貫したのではなかったかと思われる。

最後に、前記の(3)の問題（X のような不法残留の外国人に生活保護を行わないとしても憲法 25 条に違反しないと解すべきか。）について論ずる。この問題に関し、X は、すべての外国人に憲法 25 条が適用されるべきであり、このことは不法滞在の外国人についても変わるものではないと主張した。しかし、現在の有力説である態様説によっても、定住的でない外国人にはそもそも憲法 25 条が適用されないのだから、生活保護法がこ

これらの外国人に適用されずに最低生活が保障されなくても、同条違反の問題は生じない。日本に定住しない不法滞在、一時滞在等の外国人の最低生活の保障は基本的にその者の属する国家が行うべきであり、これらの者については憲法 25 条の規定は適用されないと解すべきである。しかも、X のような不法残留者は本来日本国内にとどまることが許されないものであり、これらの者に憲法 25 条が適用されないのは当然であるというべきである。しかし、たとえ不法滞在者であっても緊急医療については憲法 25 条が適用されるべきであるとする考えがあるが、この問題については本稿の 8 で論ずることとしたい。

5 生活保護法の外国人非適用と憲法 14 条

X は、社会保障はすべての人間に等しく適用されるべきであるとし、外国人への適用を排除している生活保護法は憲法 14 条 1 項が禁止する人種ないし社会的身分を理由とする不合理な差別であるという理由で、本件処分は同項に違反すると主張した。これに対し、本判決は、II 判旨の 2 に引用したように、基本的に立法裁量論により X の主張を退けた。

まず、憲法 14 条が外国人にも適用されるか否かが問題となるが、判例（最大判昭和 39・11・18・刑集 18・9・597）及び学説（宮澤・芦部補訂（1978）205 頁等）とも特段の事情の認められない限り適用されるとしている。次に、憲法 14 条 1 項は合理的でない差別を禁止しているとされており（最大判昭和 39・5・27・民集 18・4・676）、したがって外国人への生活保護法の適用を排除することの合理性の有無が本件訴訟で問題となった。これについて、本判決は、①生活保護に係る費用は全額公費から支弁されること、②一定の外国人については我が国社会の構成員として社会生活を営むことは適法に受容されないこと、③外国人についてはその者の資産や扶養義務者の有無についての調査が困難であることなどを挙げて、外国人を生活保護法の給付対象から除くことは立法府の裁量に属し、その合理性を否定することはできないというような趣旨を述べている（II 判旨の 2（2）

及び 1（3））。

生活保護に係る日本国民と外国人との区別は、①日本国民については生活保護法により、外国人については行政措置によっていること、②この行政措置は一定の外国人にしか保護を認めないことの二つであり、この区別の合理性の有無が問題となる。まず、①の区別については、(a)外国人の最低生活の保障は基本的にその属する国の責任であること、(b)現在の生活保護において立法措置によるか行政措置によるかはそう大きな違いはないこと¹⁵⁾などにより、必ずしも合理的でないとはいえず、憲法 14 条 1 項に違反すると解すべきではない¹⁶⁾。

次に、②の問題であるが、厚生省は、1990 年 10 月 25 日開催の生活保護指導監督職員ブロック会議（近畿・中国ブロック）などにおいて、生活保護の対象となる外国人の範囲を出入国管理及び難民認定法の別表第二に掲げる定住的な外国人¹⁷⁾に限るという指示を伝達したとされる（以下「平成 2 年指示」という。）。この指示については、生活保護の対象となる外国人の範囲を新たに絞ることとしたのか又は従来の措置を再確認したのか（厚生省の見解）について意見の違いはあるが、いずれにしても X のような不法残留の外国人を含む定住的でない外国人はこの指示によれば生活保護が受けられない。このような定住的かそうでないかによる外国人の区別が合理性を欠けば憲法 14 条 1 項に違反するが、筆者は次の理由により必ずしも合理的でなくはないと解している。すなわち、(a)一時滞在の外国人は、定住的な外国人と比べて、その者の属する国によって最低生活の保障がなされるべき度合いが強いこと、(b)本来我が国に一時的に入国する者は、自らの資力又は保険加入などにより事故に備えるべきであること、(c)生活の本拠が外国にあるため、生活保護の要件である資力又は扶養義務者の調査ができないこと、(d)特に不法入国者、不法残留者等の不法滞在者については、本来我が国に滞在することが認められていない者であることなどである。

以上のことから、上記の①及び②のいずれの区別も合理的でないとはいえず、憲法 14 条 1 項に

違反せず、したがって本件処分は同項に違反しないと解すべきである。

6 生活保護法の外国人非適用と世界人権宣言及び社会権規約

X は、世界人権宣言及び社会権規約はすべての人が社会保障を受ける権利を有すると規定しており、憲法 98 条 2 項で我が国が国際法規の誠実な遵守を要求していることと照らし合わせると、外国人への適用を認めない生活保護法は違法であり、したがって本件処分は違法であると主張した。

本判決は、まず世界人権宣言については、それは加盟各国に対し法的拘束力を有するものではないと判示した。同様のことは前記の塩見訴訟最高裁判決も判示しており、この判旨は正当である。

次に、社会権規約については、同規約の 9 条が「この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める」と規定していることから、外国人への適用を排除している生活保護法が同条に違反しないかが問題となった。この問題について、本判決は、II 判旨の 3 に引用したように、個人が同規約を根拠として国内裁判所に対し国家を相手としてその履行を請求することはできないとして、X の主張を退けた。

一般に、条約が直接国内に法的拘束力をもつかどうかという問題がある。条約には、その内容がそのまま国内法と同様に通用せしめられる self-executing な条約と、国内的にその内容を実施するのには立法手続きを要する non-self-executing な条約とがあるとされる。一般的には条約は国内法的効力は認められないとされているが¹⁸⁾、社会権規約がこのどちらの条約に属するかが問題となる。同規約の国内的効力について、学説には肯定説¹⁹⁾と否定説²⁰⁾があるが、前記の塩見訴訟最高裁判決は否定している²¹⁾。同判決の判旨は正当であり、したがってその趣旨に沿った本判決の判旨も妥当である。

なお、社会権規約 9 条、市民的及び政治的権利に関する国際規約（昭和 54 年条約第 7 号）26 条等が規定する内外人平等待遇原則は、不法滞在者等に対しても平等に待遇しなければならないかと

いう問題がある。この問題について、高藤（1994）331 頁は、「この平等権は、何らの限定のない以上、不正規入国外国人にも適用があると解される」と述べている。しかし鄭訴訟（元日本軍属在日韓国人援護法障害年金請求却下処分取消訴訟）第一審判決（大阪地判平成 7・10・11・判タ 901・84）が「これらの規約の定める平等原則も、憲法一四条と同趣旨のものであり、合理的理由のない差別を禁止する趣旨のものである」と判示しているように、合理的理由があれば不法滞在者等について区別して取扱いをすることもこれらの条約は許容していると解すべきである。

7 生活保護法の準用の要否

X は、同人に生活保護法の準用を認めなかった本件処分は違法であると主張した。これに対し、本判決は、まず、この「準用が、生活保護法の文理に関わらず、原告に同法を適用すべきとの趣旨であるとすれば、これが認められないのは前示のとおりである」と判示した。本稿の 3 で検討したように、外国人は生活保護法の適用を受けないと解すべきであるため、この判旨は正当である。

これに続けて、本判決は、次のように判示した。「原告の右主張が、原告に生活保護法が適用されないことを認めた上で、同法に準じた行政措置の発動を求める趣旨であるとすれば、本件申請に対する応答として原告に生活保護法の適用の余地がないとしてされた本件処分自体は何らの違法もないということになるのであって、本件処分の違法性のみを訴訟物とする本件訴訟においては、原告の主張それ自体失当であるということに帰する。」

この判旨は、本件処分が生活保護法に基づくものであるとする本判決の論理からすれば正当である。X は平成 2 年指示に基づいて従来 of 取扱いに反して X に生活保護法の準用をしなかったことが違法であると主張したが、違法であると主張する理由は必ずしも明らかではない。X のような不法残留者に生活保護を準用しないことが憲法 25 条及び 14 条並びに社会権規約に違反すると主張しているものであるとすると、既に検討したようにこれらに違反しないと解される。

8 緊急医療と外国人に対する生活保護法の適用又は準用

最後に、本判決は、II判旨の4に引用したように、生死にかかわる緊急の場合の外国人に対する医療扶助については立法的検討の余地があると指摘する一方、本件処分が違法ではないことを判示した²²⁾。この判旨は、本件訴訟に提出された高藤昭教授の意見書(人間の生死にかかわる緊急医療については、たとえ定住的でない外国人といえども生活保護法を適用すべきであるとするもの。)を否定したものであるが、その理由はこれまで紹介してきた以上のものは本判決では述べられていない。

高藤教授の上記の意見が立法論又は政策論として述べられているのか解釈論として述べられているのか必ずしも本判決からは明らかでないが、解釈論としては緊急医療といえども不法滞在者を含むすべての外国人に対して現行生活保護法を適用する余地がないことは前述したとおりである。立法論又は政策論としては、次のように考えるべきである²³⁾。

(1) 医療については、論理的に医療サービスの提供と医療費の負担に分けて考えることができるが、我が国においてはすべての者に医療サービスが提供されなければならないことになっている(医師の診療義務(医師法19条1項))。このことは不法滞在者といえども変わりはなく、この意味で我が国ではすべての外国人に医療サービスが提供されなければならないことになっている。本件においてもXは既に我が国において医療サービスを受けているのであって、その費用について生活保護の医療扶助によって支払われるべきか否かが問題になっているのである。したがって、生死にかかわる医療が我が国において外国人にも提供されていないというわけではないことに、十分注意する必要がある。

(2) しかし、医療費が保障されなければ医療サービスを受けにくくなるということも実態としては十分あり得ることであり、このため我が国は基本的に医療保険制度を設けて医療費を保障することとしている。したがって、外国人についても原

則として医療保険に加入して、傷病という事故に備えるべきである。

(3) 問題は、我が国の医療保険に加入できない外国人が医療費を支払うことができなかった場合、だれがそれを負担するかということである。これについては生活保護の医療扶助を行うことが考えられるが、次のような理由で消極的に考えざるを得ない。すなわち、①外国人が我が国に一時的に滞在するような場合、傷病にかかることは当然予想されることであるため、それに備えて海外傷害保険に加入するなどの自衛策を講ずべきは当然のことであること、②それを怠った者の医療費を我が国が保障すると、かえってそのような自衛策を講じなくなる恐れがあること、③定住的でない外国人が真に医療費を支払えないかどうか(すなわち、自国に資産があるかどうか、自国の公的医療保険から医療費が償還されるかどうかなど)は我が国は調査できず、厳しい資力調査及び扶養義務の履行請求等が行われた上で医療扶助が行われている日本国民と均衡を失すること、④治療目的の入国を誘発しかねないこと、⑤特に、Xのように退去強制の対象となるような不法滞在者に医療扶助を行うことは、我が国の法秩序に反するだけでなく²⁴⁾、不法滞在を助長しかねないことなどである。

(4) 我が国の医療保険に加入できるのに加入しない外国人の医療費についても、次の理由で生活保護の医療扶助を行うことは消極的に考えざるを得ない。すなわち、①納付すべき保険料を納付しない者の医療費を保障すると、納付している者との均衡を失すること、②また、そのようにすると、外国人の保険料納付意欲をそぎ、かつ、外国人を雇用する事業主もこのような仕組みを悪用しかねず、内外人平等待遇原則に基づいて行われている外国人に対する医療保険適用の趣旨を損ないかねないことなどである。

(5) ただし、外国人といえども医師に診療義務があることは(1)でみたとおりであり、したがって医師が最大限の努力をしても回収できなかった医療費については何らかの公的な補填の措置を講ずる必要がある。この問題につき、国は1996年度

において予算措置により次の措置を講ずることとした²⁵⁾。すなわち、現在全国に129箇所ある救命救急センターにおいて重篤な外国人救急患者の救命医療を行い、努力したにもかかわらず回収できなかった未収金(1箇所1人当たり50万円超)に限って、50万円を超える部分について、国が3分の1、都道府県が3分の1補助するというものである。この措置はかなり制限的なもので、医療機関の範囲の拡大、基準額の引下げなどの改善を加える必要がある。このほか、神奈川県(1993年度)、群馬県(1993年度)、千葉県(1994年度)、東京都(1994年度)等においても、外国人に係る医療費の未収金について医療機関に対し補助が行われている²⁶⁾。

結論としていうならば、日本国民の場合には原則として保険料及び一部負担金を支払うことによってしか医療を受けられないのに、外国人だけ無料で医療を受けられるような制度にするのは到底国民の納得が得られない。我が国を始めとする世界のすべての国は自助努力なくして生活を全面的に支えるような体制を採っておらず、生活自己責任を前提とした社会保障体制を採っているのである。緊急医療についてだけ外国人に医療扶助を行うことも考えられるが、通常医療と緊急医療とは果たして区別がつくのであろうか。たとえ区別がつくとしても、外国人が医療を要するのは緊急の場合がほとんどであるとする、ほとんどすべての外国人に医療扶助を行うようになる恐れがある。不法滞在者、一時滞在者等を含むすべての外国人に医療扶助を行うことを主張する論者は、単に理念的なことのみに主張するだけでなく、実現可能な制度の在り方を具体的に提示する必要がある。

9 おわりに

本判決は不法残留者であるXに対する生活保護申請を却下する処分が違法ではないと判示したが、合法滞在者であるが生活保護が行われない外国人(留学生、観光客、商用のビジネスマン等)にこの判決の射程が及ぶかという問題がある。本判決は、憲法25条に係る判旨の中でXが在留資格を有しないことに言及はしているが、全体とし

て外国人一般について論旨を展開しているので、本判決の射程は定住的でない外国人一般に及ぶ——すなわち、これらの者に生活保護を行わないことは違法ではない——ものと解される。

注

- 1) 昭和38年5月28日付け社保第40号「生活保護法関係不服申立ての取扱にかかわる質疑応答について」。
- 2) 梶(1989)36頁以下、佐藤敬二(1991)175頁、尾藤他編(1991)242~243頁、又坂(1990)301頁等。
- 3) 否定したものとして大阪高判昭和57・6・29・行集33・6・1436、東京地判昭和60・6・27・行集36・6・1063、長崎地判平成4・12・22・訟月39・10・2040、福岡高裁那覇支部判平成5・12・9・判時1508・120などが、肯定したものとして東京地判昭和44・4・18・行集20・4・499、東京高判昭和59・11・26・労民35・6・615などがある。
- 4) 否定説と考えられるものとして又坂(1995)72頁(ただし、又坂(1990)301頁は肯定的である。)などが、肯定説と考えられるものとして園部他編(1980)570頁(神長勲稿)、次の注5)に引用した宮崎論文などがある。高木(1995)210頁は、このような場合公法上の当事者訴訟を活用すべきだとし、このような行政庁の決定についての裁判においては規則や通達による自己拘束ないし平等原則によって判断できるとしている。
- 5) 宮崎(1984)283頁は、一般的にはあるが、「要綱なり行政指針なりに慣習法的効力を認め、受給の申請者に裁判的保障を認められる余地が生ずると解すべきであろう」と述べている。
- 6) なお、高木(1995)208頁は、「実体法上は具体的な受給権を認めないとしても、その決定を処分という形式によって行うことは、行政裁量の手続的統制という観点から行うことに意味がないわけではない」と述べている。
- 7) この点に関し、現行生活保護法の立案者の著書である小山(1975)85頁は、「新法は、社会保障の面を強化し、保護の請求権を認める建て前を採つたので法文の規定上は一步後退してその適用を国民に限ることとした」と述べている。
- 8) 昭和29年通知、木村(1958)116頁、小山(1975)85, 90, 94頁。
- 9) 荒木編(1988)236頁(河野正輝稿)、桑原(1994)76頁、古賀編(1990)121頁(片岡直稿)、佐藤進他編(1977)70頁(河合幸尾稿)、角田・佐藤校訂(1994)101頁、清正他編(1996)255頁(阿部和光稿)、園部他編(1980)570頁(神長勲稿)、梶井編(1991)322頁(浅倉むつ子稿)等。

- ただし、高橋(1996) 25 頁、高藤(1995) 29, 44, 49 頁は、外国人への生活保護法の適用を主張している。
- 10) 東京高判昭和 31・12・27・高刑 9・12・1362, 前記の金(基) 訴訟第一審判決。
- 11) 塩見訴訟の第一審判決(大阪地判昭和 55・10・29・判時 985・50) 及び控訴審判決(大阪高判昭和 59・12・19・判時 1145・3), 金(鉉) 訴訟の第一審判決(東京地判昭和 57・9・22・行集 33・9・1814) 及び控訴審判決(東京高判昭和 58・10・20・判時 1092・31), クリストファ住民訴訟の第一審判決(神戸地判平成 7・6・19・判例自治 139・58)。
- 12) 筆者は、憲法 25 条 1 項が保障する権利は、人間として生存できるぎりぎりの水準の生活の保障を求める生存権というよりは、それを上回る「健康で文化的な最低限度の生活」の保障を受ける権利であると解しているため、「人間的最低生活権」と呼ぶべきだと考えている(堀(1994) 99 頁)。ただし、人間的最低生活権は生存権を内包する。生存権は前国家的な権利といえなくもないが、人間的最低生活権は国家の判断にゆだねられるべき余地があり、後国家的な権利である。このような権利の性格の違いを識別するためにも、生存権と人間的最低生活権とを区別する意義がある。なお、高藤(1995) 30 頁は社会保障権を生存権と同じく前国家的な権利とするが、これは正しくない。社会保障は人間の生存水準及び人間的最低生活水準を超えた水準の生活を保障することがあるのであって、これは後国家的な権利である。
- 13) 「定住外国人」については芦部(1994) 130 頁が定義しているので、参照されたい。
- 14) 佐藤幸治(1995) 422 頁は、「外国人に人権規定の適用があるとしても、日本国民の場合と全く同じ保障が及ぶことを直ちに意味しない」と述べている。
- 15) 行政措置による場合は立法措置による場合と比べて権利性が弱いと考えられるが、本判決は外国人にも不服申立て及び行政訴訟を提起する権利を認めている。
- 16) なお、小林(1996) 121~122 頁は、前記のクリストファ住民訴訟第一審判決に関してではあるが、外国人に生活保護法の適用を排除したのは、憲法 14 条 1 項の合憲性審査についてのいわゆる厳格な合理性基準又は厳格審査基準により同条に違反するとしている。
- 17) 別表第二には、永住者及び特別永住者並びにその配偶者及び子、日本人の配偶者、日本人の子として出生した者、定住者等が掲げられている。
- 18) 高野(1985) 62 頁は、「条約はひとたび成立すると、その当事国を法的に拘束しその権利義務関係を形成するが、その国の国民を直接法的に拘束しその権利義務関係を直接に発生させることは、原則としてない。その国の行政機関あるいは裁判所も直接に条約を国民関係に適用するように義務づけられることはないし、またはそれらの機関がそのような適用の権能を国内法上認められることも必ずしもない。総じて、条約の効力は当事国に及ぶだけで、その国内関係を条約として直接に規律することはない」と述べている。
- 19) 高野(1985) 63 頁は、国際労働条約、人権規約などは国内生活関係の具体的規律をそのまま条約の内容としているものが多く、このような条約は裁判所を通じてそのまま国内法的に実施することが可能であると述べている。
- 20) 高藤(1988) 27 頁は、「国際条約たる A 規約[社会権規約]の直接的、国内法的効力として導くことは無理である。条約の国内法的効力については議論のあるところであるが、私見としても既存の法律に対し、それが抵触することとなった条約が直接的にかつ当然に改廃の効力があるとまでは解しがたい。条約上の義務を負った国の立法改正作業の媒介によって国内法上の効力が生ずるとみなければならない」と述べている。
- 21) 社会権規約は、「締約国において、社会保障についての権利が国の社会政策により保護されるに値するものであることを確認し、右権利の実現に向けて積極的に社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うこと宣明したものであって、個人に対し即時に具体的権利を付与すべきことを定めたものではない。このことは、同規約二条 1 が締約国において「立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成する」ことを求めていることから明らかである。したがって、同規約は国籍条項を直ちに排斥する趣旨のものとはいえない。」
- 22) なお、棟居(1994) 86 頁は、クリストファ住民訴訟に関してではあるが、どの範囲の人に生活保護を認めるかは立法又は行政裁量に任されているが、緊急医療については立法又は行政裁量がゼロに収縮するという裁量収縮論について論じている。また、同論文は、法改正又は解釈運用の変更によって現行の水準よりも悪くするのは違憲であるとの考えから、平成 2 年指示により一定の外国人を保護対象から外すのは違憲であるとしている。
- 23) この問題については、厚生省の「外国人に係る医療に関する懇談会」が 1995 年 5 月 26 日に提出した報告書 10~11 頁がおおむね妥当な見解を示しているので、参照されたい。なお、前記のクリストファ住民訴訟第一審判決は、傍論と

- してであるが、憲法、社会権規約等の趣旨に照らすと「法律をもって、外国人の生存権に関する何らかの措置を講ずることが望ましい。特に、重大な傷病への緊急治療は、生命そのものに対する救急措置であるから、国籍や在留資格にかかわらず、このことが強く妥当する」と判示した。ただし、これに続けて、同判決は、そのような措置は「専ら国の立法政策にかかわる事柄であり、直ちに司法審査の対象となるものではない」と判示した。
- 24) 不法入国した外国人が国民健康保険被保険者証を交付しない処分の取消しを求めているアンダヤ訴訟第一審判決（東京地判平成7・9・27・判時1562・41）は、不法入国者は日本国内に生活の本拠を置くことができる法的地位を有せず、我が国に住所を有しない外国人を国民健康保険の被保険者とするかどうかは立法政策にゆだねられ、それらの者を被保険者としなくても社会権規約に抵触しないなどとして、原告の請求を棄却している。
- 25) 平成8年5月10日付け厚生省健康政策局指導課長通知指第32号「救急医療施設運営費等補助金（救命救急センター運営事業）に係る事務処理について」を参照。
- 26) これらの都県の対策の概要については、注23)の報告書の19頁を参照。

引用文献

- 芦部信喜（1994）『憲法学Ⅱ 人権総論』有斐閣
荒木誠之編（1988）『社会保障法』青林書院
小川政亮（1994）『社会事業法制 第4版第2刷（改訂）』ミネルヴァ書房
梶 哲教（1989）「倉敷市生活保護却下事件」『賃金と社会保障』No. 1021
木村忠二郎（1958）『生活保護法の解説 第2次改訂版』時事通信社
桑原洋子（1994）『社会福祉法制要説 新版』有斐閣
古賀昭典編（1990）『現代公的扶助法論』法律文化社
小林 武（1996）「在日外国人の生活保護受給権」『南山法学』19巻4号
小山進次郎（1975）『改訂増補 生活保護法の解釋と運用 復刻版』全国社会福祉協議会
佐藤敬二（1991）「外国人と生活保護法の適用」『別冊ジュリスト No. 113 社会保障法判例百選（第二版）』
佐藤幸治（1995）『憲法 第三版』青林書院
佐藤 進他編（1977）『社会福祉の法律入門』有斐閣
社会保障研究所編（1991）『外国人労働者と社会保障』東京大学出版会
角田 豊・佐藤 進校訂（1994）『社会保障法 新版』青林書院
清正 覚他編（1996）『論点 社会保障法』中央経済社
園部逸夫他編（1980）『社会保障行政法』有斐閣
高木 光（1995）「公共職業安定所長が雇用保険法施行規則（平成元年労働省令第20号及び第21号による改正前のもの）により雇用改善事業の一つとして定められた地域雇用特別奨励金の支給を申請した事業主に対してした不支給決定は、抗告訴訟の対象となる行政処分にあたらないとされた事例」『判例評論』437号
高野雄一（1985）『全訂新版国際法概論 下』弘文堂
高橋 保（1996）「公的扶助と生活困窮外国人」『創価法学』25巻1・2号
高藤 昭（1988）「判例にあらわれた外国人に対する社会保障法上の基本問題」『判例タイムズ』No. 678
高藤 昭（1994）『社会保障法の基本原理と構造』法政大学出版局
高藤 昭（1995）「外国人に対する生活保護法の適用について」『社会労働研究』42巻3号
中村睦男（1990）「外国人の生存権・社会保障権の権利主体性」日本社会保障法学会『社会保障法』5号
日本労働研究機構（1995）『欧米諸国における外国人労働者等への社会保障の適用』資料シリーズ No. 50
樋口陽一（1992）『憲法』創文社
尾藤廣喜他編（1991）『誰も書かなかった生活保護法』法律文化社
堀 勝洋（1989）「社会保障法判例 障害福祉年金の国籍要件が憲法や条約などに違反しないとされた事例（塩見訴訟上告審判決）」『季刊・社会保障研究』Vol. 25, No. 3
堀 勝洋（1994）『社会保障法総論』東京大学出版会
又坂常人（1990）「外国人と社会保障」『ジュリスト増刊 行政法の争点（新版）』
又坂常人（1995）「権利救済手続の諸問題」日本社会保障法学会『社会保障法』10号
宮崎良夫（1984）「社会保障行政と権利保護」東京大学社会科学研究所編『福祉国家 4 日本の法と福祉』東京大学出版会
宮沢俊義（1974）『憲法Ⅱ 新版再版』有斐閣
宮澤俊義・芦部信喜補訂（1978）『全訂日本国憲法 第2版（全訂版）』日本評論社
棟居快行（1994）「異国で死なない権利」『法学セミナー』476号
榎井常喜編（1991）『社会保障法』エイデル研究所（ほり・かつひろ 上智大学教授）